



議案第八十一号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部改正について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第二項の規定に基づき、三朝町教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第二条 教育長の給与は、給料、期末手当及び寒冷地手当とする。

2 給料の月額は、九万二千円とする。

3 期末手当及び寒冷地手当の額は、給料の月額に三朝町職員の給与に関する条例（昭和

二十八年三朝町条例第二十五号~~（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）~~の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
（給与の支給）

第三条 教育長の給料及び手当の支給方法は、一般職の職員に対する支給方法の例による。
（旅費）

第四条 教育長の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額及び支給方法は、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第 号）の適用を受ける職員（以下「特別職の職員」という。）の例による。

（勤務時間その他の勤務条件）

第五条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十四年十一月一日から施行する。
（寒冷地手当の支給額に関する経過措置）

2 教育長の寒冷地手当の支給額は、当分の間特別職の職員の例による。